

納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

令和 年 月 日

高 根 沢 町 長 様

申 請 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称	印		
	特別徴収指定番号		電話番号	()
特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことについて、地方税法施行令第 48 条の 9 の 9 及び高根沢町町税条例第 46 条の 4 の規定により届け出します。				
この届出書を提出する 日における給与の支払 を受ける者の人数		常時給与の支払いを受ける者 人 臨時に雇用している者 人 (該当があるときのみ記入)		
備 考				

【留意事項】

- ◆ 常時給与の支払いを受ける者が 10 人以上となった場合、その旨を遅滞なく高根沢町長に届け出なくてはなりません。(届け出をした月から納期の特例の承認の効力が失われます。)
- 注意) 給与の支払いを受ける者が、この届出書提出後、再度給与の支払いを受ける者が 10 人未満となり納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらためて申請が必要となります。
- ◆ 届け出をした日の属する月分以前に特別徴収した税額は翌月 10 日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

(例) この届出書を提出した日が 3 月の場合

12～2 月特別徴収分	⇒	4 月 10 日
3 月特別徴収分	⇒	4 月 10 日
4～5 月特別徴収分	⇒	翌月 10 日まで